

農業資材審議会飼料分科会（第35回）
議事概要

1 日 時

平成25年12月25日（水）14：00～16：30

2 場 所

農林水産省 本館4階 第2特別会議室

3 出席委員（敬称略）

有田芳子、上路雅子、鬼武一夫、梶雄次、金子豊二、北嶋聡、佐藤恭子、
佐藤秀一、下田実、高溝正、松井徹（座長）、宮崎茂

4 会議の概要

（1）飼料中の農薬の規格の改正（資料4）

除草剤ジカンバの成分規格（飼料中の残留基準）の改正について、飼料安全部会での審議結果が報告された。国内及び海外における飼料の作物残留試験等の結果から、当該農薬の成分規格の改正は適当と認めるとの答申がなされた。

（2）遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性確認（資料5及び6）

ア チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（DP-004114-3）について、遺伝子組換え飼料部会での審議結果が報告された。科学的データに基づき評価した結果から、当該トウモロコシを飼料として摂取しても、家畜への安全上の問題はないとの答申がなされた。

イ 微生物では自然条件において遺伝子の交換等が起きており、これと同様の結果をもたらす遺伝子組換え技術であるセルフクロニング（同種の微生物間でDNAを交換）及びナチュラルオカレンス（自然条件でもDNAを交換し得る異種の微生物間でDNAを交換）によって得られた微生物を用いて食品添加物等が製造されている。厚生労働省は、セルフクロニング及びナチュラルオカレンスによって得られた微生物を用いて製造された食品添加物等について、国際的な取扱い等を踏まえ、遺伝子組換えとしての安全性確認の対象から除外する手続を進めている。このことを踏まえ、セルフクロニング及びナチュラルオカレンスによって得られた微生物を用いて製造された飼料添加物等についても、遺伝子組換えとしての安全性確認の対象から除くことについて、遺伝子組換え飼料部会において妥当と認められたとの審議結果が報告された。本分科会の審議の結果、安全性確認の対象から除くことは適当と認めるとの答申がなされた。

なお、委員からは、セルフクロニング及びナチュラルオカレンスに該当するかの判断基準については、遺伝子組換え飼料部会において、遺伝子組換え食品添加物等の取扱いを参考にしながら、十分に検討すべきとの意見が述べられた。

(3) その他（報告事項）

ア 飼料中のひ素の指導基準の見直し（資料7）

事務局から、汚染物質の基準値の設定に用いる国際的な考え方に基づき、新たに得られた稲わら及び魚粉中のひ素の汚染実態調査の結果から、稲わら及び魚粉の基準値を検証したところ、

- ① 稲わらについては現行の基準値が妥当であること、
 - ② 魚粉については基準値を現行の7 mg/kg から15 mg/kgに変更することが適切であること、
 - ③ 基準値を変更した場合のヒトのひ素の摂取量は、ワーストケースであっても、変更前と比較し、有意に増加しないことが確認されたこと
- について説明があり、関連する通知の改正が了承された。

イ 食品工場から発生する畜水産残さの飼料としての利用再開（資料8）

事務局から、加工食品工場の製造工程から発生する動物由来たん白質を含む残さを、大臣確認による牛等由来成分との分別管理措置を講じた上で、飼料として利用再開することについて説明があり、利用再開に関する告示の改正が了承された。

ウ ペットフード用肉骨粉等の取扱いの見直し（資料9）

事務局から、ペットフード用肉骨粉等の原料として、新たに、BSE 伝播の恐れがない魚や食用の非反すうほ乳動物（カット場等において反すう動物との原料の分別管理が可能なもの）を追加することについて説明があり、関連する通知の改正が了承された。

なお、委員からは、ペットフード用にのみ使用が認められ、飼料用には認められない動物種があるため、現場で混乱しないよう十分に周知すべきとの意見が述べられた。

エ 抗菌性飼料添加物による薬剤耐性菌のリスク評価（資料10）

事務局から、食品安全委員会から新たに回答のあった7種類の抗菌性飼料添加物については、「抗菌性飼料添加物のリスク管理措置策定指針」に基づき、飼料安全法による現行のリスク管理措置を継続することを報告し、了承された。

なお、委員からは、農林水産省が、耐性菌に関するリスク評価を行った上で抗菌性飼料添加物に係るリスク管理措置を講じていることを、消費者を初めとする関係者にもっと周知・広報すべきとの意見が述べられた。事務局は、動物用医薬品も含め、抗菌性物質が今後とも適切に使用されるよう生産者や獣医師へ情報を発信していくとともに、消費者へのわかりやすい情報提供にも努めることを説明した。